

実践キャリア・アップ戦略 キャリア段位制度
(国家戦略・プロフェッショナル検定)
「食の6次産業化プロデューサー (食 Pro.)」
運営委員会 設置要領

平成 29 年 4 月 1 日
一般社団法人 食農共創プロデューサーズ

(趣旨)

第 1 実践キャリア・アップ戦略 キャリア段位制度 (国家戦略・プロフェッショナル検定)
「食の 6 次産業化プロデューサー (食 Pro.)」に係る運営・推進を目的として、「食の
6 次産業化プロデューサー 運営委員会」(以下「運営委員会」という。)を設置する。

(運営委員会の事務)

第 2 運営委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 実践キャリア・アップ戦略 キャリア段位制度「食の 6 次産業化プロデューサー
(食 Pro.)」の内容検討及び検証、制度改善
- (2) 制度の普及啓発・広報の検討及び検証
- (3) その他運営に関わること

(委員)

第 3 運営委員会は、有識者、事業団体、関係労使団体等により構成する。

2 委員の任期は、原則として 1 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 運営委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員会で協議の上、決定する。
- 3 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
- 4 委員長は、事故等に備え、あらかじめその職務を代理する者を定めることができる。

(組織・運営)

第 5 運営委員会は、原則として年 3 回開催することとし、委員長が招集する。ただし、
委員長と食の 6 次産業化プロデューサー (事務局) が必要と認めた場合、臨時に委員
会を招集することができる。

- 2 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、賛否同数のときは、委
員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6 運営委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(運営委員会の公開及び公表)

第7 運営委員会は非公開とし、議事は公表とする。

(庶務)

第8 運営委員会の庶務は、食の6次産業化プロデューサー(事務局)において処理する。

(雑則)

第9 この要領に定めるもののほか、議事の手続その他必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。